

平成31年度岐阜県選奨生奨学金募集要項(高専生・大学生用)

平成31年度の岐阜県選奨生奨学金の奨学生を下記のとおり募集します。
この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
 募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

各学校が定める提出期限まで

※在学する学校の奨学金窓口でご確認ください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

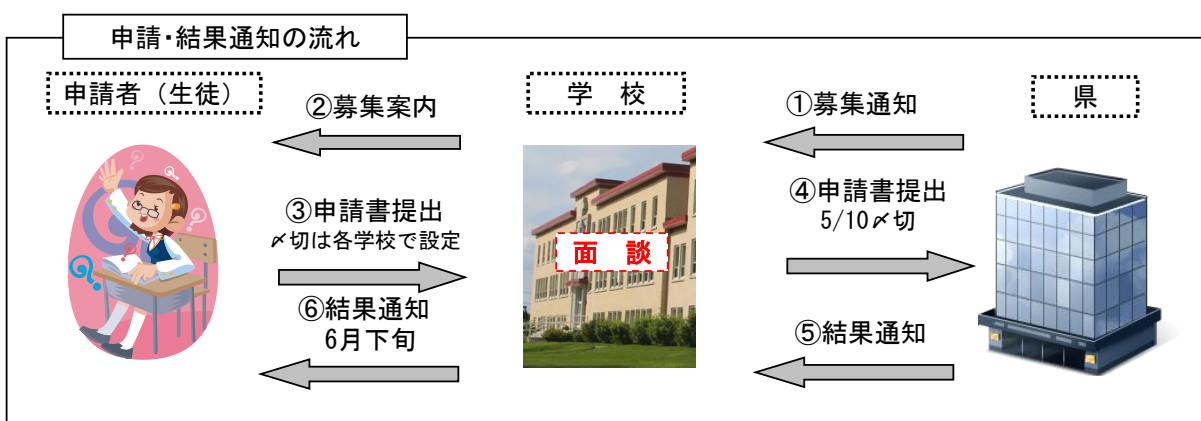
【申込資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。
 (本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しません。)
- ②人物、学業ともに優秀であること(成績基準は5ページ参照)。
- ③修学に十分耐え得る健康状態であること。
- ④経済的理由により修学が困難であること(収入基準は5ページ参照)。
- ⑤次のいずれかの学校に在学していること。
 - ア 高等専門学校(専攻科を除く)
 - イ 大学(短期大学を含み、専攻科、別科及び大学院を除く。)

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出してください。



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて 6月下旬頃にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

区分	貸与月額	日本学生支援機構の奨学金を併せて受ける場合
高等専門学校	18,000円	14,000円
大学	32,000円	16,000円

2 併用の禁止

以下の奨学資金との併用はできません。

- ・岐阜県高等学校奨学金
- ・岐阜県子育て支援奨学金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

初年度は、7月（4月～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1～3月分）の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

2年目以降は、5月（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1月～3月分）の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4 奨学金の返還

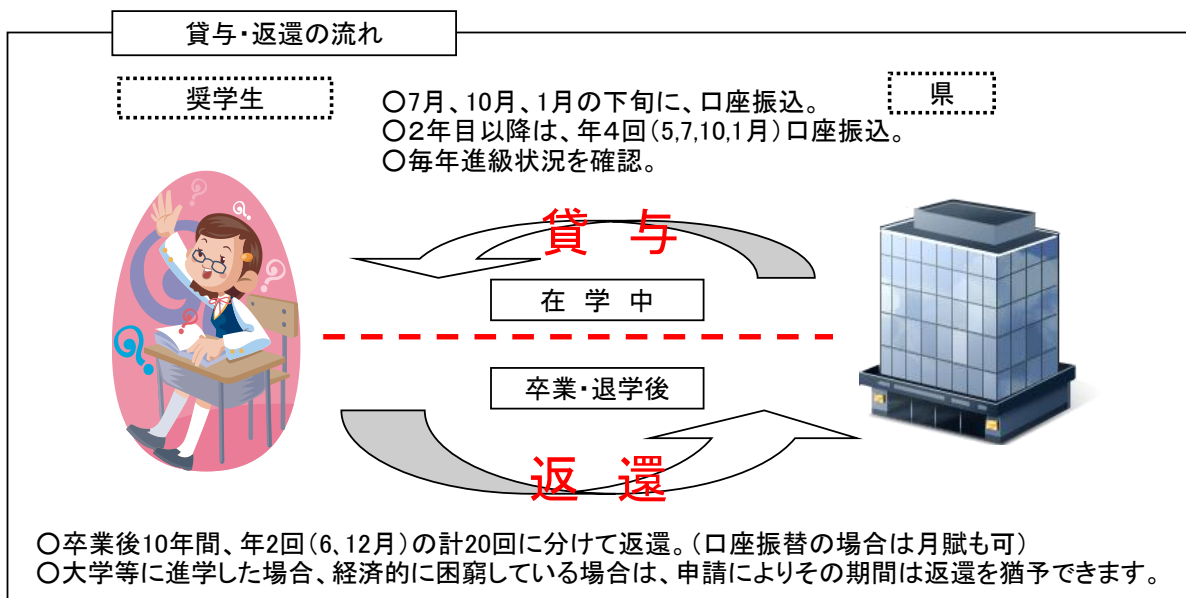
貸与終了後、約半年の据置期間をおいて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落とし(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落としは月賦払いも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。**

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。

※2 口座から自動引き落としのできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は、下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額 18,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円
2年間	432,000円	21,600円
3年間	648,000円	32,400円
4年間	864,000円	43,200円
5年間	1,080,000円	54,000円

②貸与月額 14,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	168,000円	8,400円
2年間	336,000円	16,800円
3年間	504,000円	25,200円
4年間	672,000円	33,600円
5年間	840,000円	42,000円

③貸与月額 32,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	384,000円	19,200円
2年間	768,000円	38,400円
3年間	1,152,000円	57,600円
4年間	1,536,000円	76,800円
5年間	1,920,000円	96,000円

④貸与月額 16,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	192,000円	9,600円
2年間	384,000円	19,200円
3年間	576,000円	28,800円
4年間	768,000円	38,400円
5年間	960,000円	48,000円

○滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者に対しては、県が委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、情報を学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必要書類	留意事項	備考
①	選奨生奨学金貸与申請書	<p>ア 「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2人とも記載すること。</p> <p>イ 「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立の生計を営む成年者であること。</p> <p>ウ 「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の生徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。</p> <p>エ 「希望貸与期間」欄は、申請年度の4月から貸与を希望する期間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。</p> <p>オ 「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具体的に詳細に記入すること。</p> <p>また、生活保護法に基づく被保護世帯である場合は、その旨を記入し、生活保護受給証明書等を添付してください。</p>	

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。
また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、あわせて印鑑登録証明書を提出していただきます。
滞納した場合、連帯保証人は本人と同等の責任を負うことになります。

番号	必要書類	留意事項	備考
②	成績証明書	ア 1年生 前年度の在籍校で成績証明書を請求し、提出してください。 ※浪人等の理由により前年度学校に在籍していない場合、 最終学歴の学校で証明書を請求し、提出してください。	校長印のある証明書
		イ 2年生～ 前学年の成績証明書を提出してください。	
		(参考) 成績基準	
		・ 1年生 中学(高校)3年時の評定平均が3.5以上 ・ 2年生～ 前学年時の評定平均が「良」以上	
③	住民票(本籍地省略可)	ア 世帯全員の住民票を提出してください。	
		イ 申請者が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。	
④	平成30年度(平成29年分)の所得課税証明書	主たる家計支持者の所得課税証明書を提出してください。	
⑤	選奨生奨学金貸付金口座振込依頼書	ア 口座名義人は、申請者本人にしてください。	
		イ 銀行等で、依頼書に確認印をもらってください。又は、預金通帳の写しを提出してください。	
⑥	推薦調書	ア 本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。	
		イ 推薦調書と共に「岐阜県選奨生奨学金の募集に関する奨学金事務担当者様へのお願ひ」を渡してください。	
⑦	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入しますので、申請者が記入しないで下さい。	学校の担当者が面談後に記入

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係 TEL 058-272-1111 (内線) 3558, 3559
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1